

美作市タクシー利用補助



美作市タクシー利用補助事業とは…

補助対象者の方がタクシーを利用する際に、料金の一部を市が負担することで、公共の交通機関の利用が困難な方の移動手段を確保する事業です。

対 象 者

美作市内にお住まいで、条件に該当する人

以下の条件の どれか一つでも該当すれば 補助の対象になります

- ・ 65歳以上の方で、運転免許を保有していない方
- ・ 要介護1以上の認定を受けている方で、運転免許を保有していない方
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方
- ・ 療育手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方
- ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方
- ・ 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方
- ・ 母子健康手帳の交付を受けた方（ただし、出産予定日の1年後まで）
- ・ 運転免許証自主返納カード「おかやま愛カード」の交付を受けた方

補助される額 **タクシー利用料金の半額**（上限5,000円）

例えば、タクシー料金が

- 8,000円の場合 → タクシーを降りる際に **4,000円**を支払ってください
- 11,000円の場合 → タクシーを降りる際に **6,000円**を支払ってください

補助される区間

美作市内から出発するタクシーか、美作市内に到着するタクシーが補助対象です。
発着がともに美作市外の場合は補助対象外です。（例：勝央町 → 津山市）

申込みについて

総合政策課・各総合支所 で受付



申請書に記入・押印し、必要書類を添えて提出して下さい

《必要書類》 ※ 顔写真

本人が申請に来られた場合は、申請場所での
写真撮影も可能です。

※ 各種手帳・受給者証の写し

○ 顔写真は、本人のみが撮影されたもので、6ヶ月以内に撮影されたもの

← 大きさ（たて4.5cm×よこ3.5cm）イラストが 実寸大 です

タクシー補助の利用の仕方

- ① タクシー予約時に「タクシー補助（てごタク）を利用します」とお伝えください。
- ② タクシーに乗車するときに「利用者証」を乗務員に見せて下さい。
- ③ タクシーを降りるときに支払う運賃から半額（最大5,000円）が差し引かれます。

利用できるタクシー会社 （市内に事業所があり、美作市の認定を受けた会社）

一般タクシー （どなたでもご利用になれます）			
・勝田交通 株式会社	☎ 0868-77-0200	☎ 0868-22-1234	（FAX 0868-23-0110）
・英田交通 株式会社	☎ 0868-72-1120		（FAX 0868-72-6888）
・有限会社 美作タクシー	☎ 0868-74-2070		（FAX 0868-74-2251）
・安全タクシー	☎ 0868-72-0304		（FAX 0868-72-6831）
・江見タクシー	☎ 0868-75-0340		（FAX 0868-75-0392）
・大原タクシー	☎ 0868-78-2315		（FAX 0868-78-4617）
福祉タクシー （次のいずれかに該当する人とその付添人が利用できます）			
1.身体障害者手帳の交付を受けている人、2.要介護・要支援認定者、3.単独で公共交通機関を利用することが困難な人			
・みまさかの風 福祉タクシー	☎ 0868-75-2068	☎ 090-8713-6420	（FAX なし）
・助っ人タクシー	☎ 0868-72-7201	予約時間 6:30～20:00	（FAX 0868-72-6207）
・ともえ商会	☎ 0868-75-3377		（FAX なし）
・ライフサポート 愛タクシー	☎ 0868-78-0706		（FAX 0868-75-3329）
・福祉タクシーオリーブ	☎ 0868-74-9002		（FAX 0868-74-9008）
・福祉タクシーあやとり	☎ 080-5635-1611		（FAX なし）
・介護タクシー金太郎	☎ 0868-38-5237	☎ 080-5755-5489	（FAX 0868-35-0799）
・介護タクシーひまわり	☎ 090-7777-9852	☎ 0868-72-4683	（FAX 0868-72-4683）
・MM福祉タクシー	☎ 090-9736-3677		（FAX なし）

- お問い合わせ先 -

美作市役所 総合政策課

電話 0868-72-1111 FAX 0868-72-6367